

USEN GAS プラン 料金表

2019 年 9 月 1 日実施

ガス料金その他の供給条件の内容

USEN GASプラン[東邦ガスエリア]

1 対象となるお客さま

東邦瓦斯株式会社が定める託送供給約款の供給区域のお客さまで、USEN GAS需給約款 1（対象となるお客さま）および当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

2 ガ ス 料 金

ガス料金は、基本料金および従量料金の合計（小数点以下第2位まで計算）から3%割引した金額といたします。

なお、同一需要場所において、ガス需給契約と同一名義により、当社が別に定める電気需給約款により電気の供給を受けている場合の割引率は4%といたします。

割引額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。ただし、従量料金は、別表（原料費調整）1（1）によって算定された平均原料価格が83,350円を下回る場合は、別表（原料費調整）1（4）によって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、別表（原料費調整）1（1）によって算定された平均原料価格が83,350円を上回る場合は、別表（原料費調整）1（4）によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

(1) 適 用 区 分

料金表	適 用 対 象
A	使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合
B	使用量が20立方メートルをこえ、50立方メートルまでの場合
C	使用量が50立方メートルをこえ、100立方メートルまでの場合
D	使用量が100立方メートルをこえ、250立方メートルまでの場合
E	使用量が250立方メートルをこえ、500立方メートルまでの場合

F	使用量が500立方メートルをこえる場合
---	---------------------

(2) 料 金 表

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

料金表	基 本 料 金 1 契 約 に つ き	従 量 料 金 1 立 方 メ ー ト ル に つ き
A	759円00銭	210円52銭
B	1,588円88銭	169円03銭
C	1,833円33銭	164円14銭
D	2,077円77銭	161円70銭
E	2,648円14銭	159円41銭
F	7,109円25銭	150円49銭

3 日 割 計 算

(1) 当社は、USEN GAS需給約款 16（ガス料金の算定）(2)イからホまでの規定により料金の日割計算をする場合の料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、2(2)のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。

① 日割計算後基本料金

基本料金×日割計算日数／30

(備考)

- ・基本料金は、2(2)における基本料金
- ・日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ・計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

② 従量料金

従量料金は、2(2)によります。

(2) 当社は、USEN GAS需給約款 16（ガス料金の算定）(2)への規定により料金の日割計算をする場合の料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、2(2)のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日

数で除した1か月換算使用量によります。

① 日割計算後基本料金

基本料金×(30－供給中止期間の日数)／30

(備考)

- ・基本料金は、2(2)における基本料金
- ・供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30
- ・計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

② 従量料金

従量料金は、2(2)によります。

- (3) USEN GAS需給約款 16 (ガス料金の算定) (2)ニの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

4 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

この料金表による供給ガスにおける熱量、圧力、燃焼性は、次のとおりといたします。

なお、供給ガスは、燃焼性によって類別されており、この料金表による供給ガスの類別は13Aであるため、13Aとされているガス機器が適合いたします。

熱 量	標準熱量	……45メガジュール
	最低熱量	……44メガジュール
圧 力	最高圧力	……2.5キロパスカル
	最低圧力	……1.0キロパスカル
燃焼性	最高燃焼速度	……47
	最低燃焼速度	……35
	最高ウォッベ指数	……57.8
	最低ウォッベ指数	……52.7

5 そ の 他

消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、2(2)の料金表を変更いたします。この場合、契約期間満

了前であっても、ガス料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

その他の事項については、USEN GAS需給約款に定めるところによるものといたします。

附 則（実施期日）

- (1) この料金表は、2019年9月1日から実施いたします。
- (2) 2(2)に定める料金表は、2019年9月30日までは当該料金表に換えて次表を適用するものとします。

料金表	基 本 料 金 1 契 約 に つ き	従 量 料 金 1 立 方 メ ー ト ル に つ き
A	745円20銭	206円70銭
B	1,560円00銭	165円96銭
C	1,800円00銭	161円16銭
D	2,040円00銭	158円76銭
E	2,600円00銭	156円52銭
F	6,980円00銭	147円76銭

別 表（原料費調整）

1 原料費調整額の算定

(1) 平均原料価格

1 トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均原料価格は、10円単位とし、10円未満の端数は、1 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 LNG 価格

B = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 LPG 価格

$$\alpha = 0.9576$$

$$\beta = 0.0466$$

(2) 原料費調整単価

原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 1 トン当たりの平均原料価格が83,350円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{原料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (83,350\text{円} - \text{平均原料価格}) \times \frac{\text{2の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 1 トン当たりの平均原料価格が83,350円を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{原料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均原料価格} - 83,350\text{円}) \times \frac{\text{2の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

なお、原料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、イによって算定する場合は切り上げ、ロによって算定する場合は切り捨てます。

(3) 原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用されるガスに適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日の翌日から6月の検針日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日の翌日から7月の検針日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日の翌日から8月の検針日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日の翌日から9月の検針日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日の翌日から10月の検針日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日の翌日から11月の検針日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日の翌日から12月の検針日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日の翌日から翌年の1月の検針日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日の翌日から2月の検針日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日の翌日から3月の検針日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日の翌日から4月の検針日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日の翌日から5月の検針日までの期間

(4) 原料費調整額

原料費調整額は、その1月の使用量に(2)によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均原料価格が100円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

1 立方メートルにつき	8 銭 1 厘
-------------	---------

3 原料費調整単価等のお知らせ

当社は、1 (1) の各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 L N G 価格、1 トン当たりの平均 L P G 価格および 1 (2) によって算定された原料費調整単価をお知らせいたします。